4　平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 新令附則第六条の十二 | | |
|---|---|---|
| 当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 | 同年四月及び五月 | |
| 当該徴収取扱費算定期間内 | 同年四月及び五月 | |
| 当該徴収取扱費算定期間の次 | 同年六月から八月まで | |
| 徴収取扱費基礎額 | 平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額 | |

| 第三十五条の十七第一項 | | | 附則第六条の十一第一項 | 附則第六条の十一第二項 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二十二分の十 | 法第七十二条の百四第三項 | 還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 | 二十二分の十 | 法附則第九条の七 | 還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 |
| 十九分の十 | 平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四第二項の規定により加算された額）を超える還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内にあつては、当該超える額に相当する還付金等の百四の規定により貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四第二項の規定により加算された額）を超える還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内にあつては、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付された徴収取扱費算定期間内 | 十九分の十 | 平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等が還付された日の属する月に当該還付金等に相当する額が法附則第九条の七の規定により譲渡割として納付された額の総額を超えるときは、これを加算した額（同年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により加算された額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付された徴収取扱費算定期間内 | |

5　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項 | | | 第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項 |
|---|---|---|---|
| 二十二分の十 | 法第七十二条の百四、平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等の百四の規定により当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百四第三項の規定により当該還付金等に相当する額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四第二項の規定により加算された額を超える還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内にあつては、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付された徴収取扱費算定期間内 | 還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 | 二十二分の十 |
| 十九分の十 | 平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等が還付された日の属する月に当該還付金等に相当する額が法附則第九条の七の規定により譲渡割として納付された額の総額を超える還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内にあつては、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付された徴収取扱費算定期間内 | 徴収取扱費算定期間内 | 十九分の十 |